

改 定 版

田原市都市計画マスタープラン

【案】

赤字：事務局の修正

青字：パブリックコメントの結果修正した箇所

平成 28 年 3 月（第 5 回委員会）
田原市

目 次

序

| | |
|----------------------------|---|
| I 計画の策定にあたって | 2 |
| 1. 背景 | 2 |
| 2. 目的 | 2 |
| 3. 目標年次 | 2 |
| 4. 都市計画マスタープランの位置づけと関連計画 | 3 |
| 5. 対象区域 | 3 |
| 6. 計画の構成 | 4 |
| 7. 地域の呼称 | 5 |
| II 改定版 第1次田原市総合計画 | 6 |
| III 東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 | 7 |

第1部 全体構想

| | |
|-----------------|----|
| I 田原市の現況 | 10 |
| 1. 田原市の概況 | 10 |
| 2. 人口・世帯 | 12 |
| 3. 産業構造 | 15 |
| 4. 土地・建物利用 | 20 |
| 5. 地震・津波・高潮等 | 22 |
| 6. 交通体系 | 24 |
| 7. 都市基盤整備状況等 | 28 |
| 8. 土地利用規制 | 32 |
| II 都市づくりの課題 | 33 |
| III 都市づくりの理念と目標 | 37 |
| 1. 都市づくりの理念 | 37 |
| 2. 田原市の都市づくりの方向 | 38 |
| 3. 都市づくりの目標 | 40 |
| 4. 将来都市フレーム | 42 |
| IV 将来の都市構造 | 47 |
| 1. 拠点配置の方針 | 47 |
| 2. ネットワーク形成の方針 | 48 |

| | | |
|------|-----------------|----|
| V | 土地利用の方針 | 50 |
| 1. | 土地利用の基本方針 | 50 |
| 2. | 市街化区域の土地利用の方針 | 51 |
| 3. | 市街化調整区域の土地利用の方針 | 53 |
| 4. | 市街地再開発の方針 | 54 |
| 5. | 防災に関する土地利用の方針 | 54 |
| VI | 都市施設整備の方針 | 55 |
| 1. | 交通施設の方針 | 55 |
| 2. | 公園緑地の方針 | 62 |
| 3. | 河川・下水道の方針 | 64 |
| 4. | その他都市施設の方針 | 65 |
| VII | 住宅・宅地の方針 | 68 |
| VIII | 都市景観形成の方針 | 69 |
| IX | 観光・交流の活性化に関する方針 | 70 |
| X | 防災施設整備の方針 | 72 |

第2部 地域別構想

| | | |
|----|-------|-----|
| I | 地域区分 | 74 |
| II | 地域別構想 | 76 |
| 1. | 田原地域 | 76 |
| 2. | 赤羽根地域 | 99 |
| 3. | 渥美地域 | 118 |

第3部 地区別構想の策定にむけて

| | | |
|----|--------------------|-----|
| 1. | 地区別構想策定の趣旨 | 140 |
| 2. | 地区別構想に定める事項 | 140 |
| 3. | 地区別構想の策定に向けた仕組みづくり | 143 |

参考資料

| | |
|------------------------|-----|
| 1. 田原市都市計画マスタープラン改定委員会 | 146 |
| 2. 田原市都市計画マスタープラン改定研究会 | 149 |
| 3. 用語集 | 151 |

序

Ⅰ 計画の策定にあたって

1. 背景

田原市は、平成 21 年 3 月、「田原町都市計画マスタープラン」（平成 11 年 3 月）、「赤羽根町都市計画マスタープラン」（平成 6 年 3 月）、「渥美町都市計画マスタープラン」（平成 7 年 3 月）を取りまとめた「田原市都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画による都市づくりを進めてきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化の急速な進行や、東日本大震災の発生により地震・津波災害に強いまちづくりが求められるなど、**本市**を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しています。

そのため、本格的な人口減少・少子化時代の到来に対し、**人口減少をできる限り抑制しつつ**、本市において今後起こりうる問題、課題に向き合い対策を検討することが必要になったこと、また、これまで想定していた以上の甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を活かし、今後発生が予測される地震に対し、より一層災害に強いまちづくりが必要になったことから、都市計画マスタープランの見直しを行うものです。

2. 目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものです。

将来都市像の実現に向け、都市づくりの目標や土地利用等の基本的な方針を示し、田原市における都市づくりの総合的な指針を定めることを目的とするものです。

3. 目標年次

都市計画の実現には、通常、20 年、30 年という長い時間が必要となり、都市計画マスタープランは概ね 20 年後の都市像や都市づくりの方針を明らかにするものが一般的です。

そのため、本計画の計画期間を平成 28（2016）年度～平成 47（2035）年度と定めますが、今後の社会情勢の変化や上位計画等に変更が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

平成 28 年度
(2016)

平成 47 年度
(2035)



4. 都市計画マスタープランの位置づけと関連計画

田原市都市計画マスタープランは、市の最上位計画である「改定版 第1次田原市総合計画（2013～2022）」、愛知県が定める「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東三河都市計画区域マスタープラン）」に即し、本市の関連計画等との整合を図り定めます。

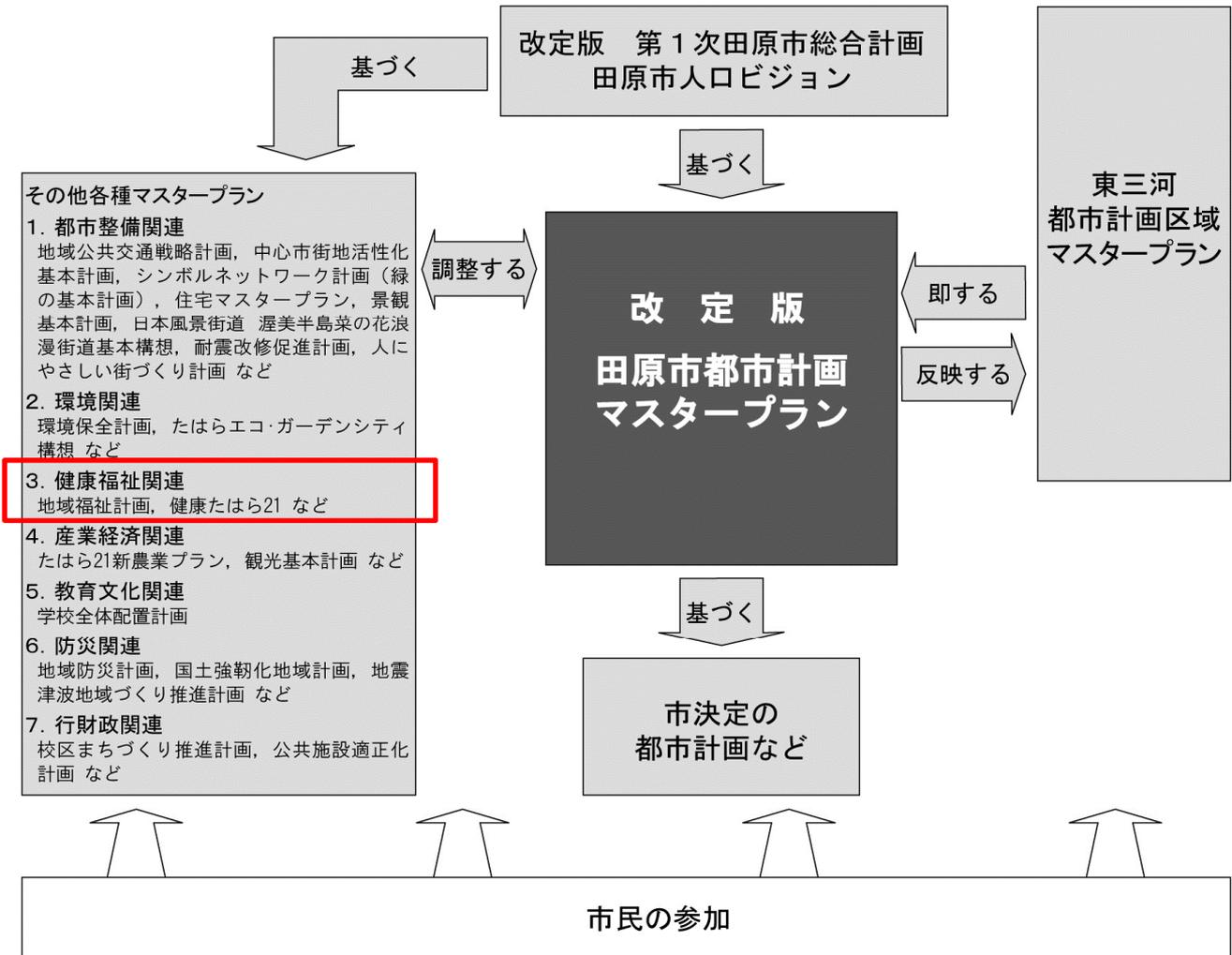


図1 計画の位置づけ

5. 対象区域

都市計画マスタープランは、一般的には都市計画区域について定められる計画です。本市は都市計画区域と行政区域が等しいため、計画対象区域は、行政区域（19,112ha）全体の計画とします。

6. 計画の構成

田原市都市計画マスタープランは、市全域のまちづくりの指針となる「全体構想」と、地域の特性を活かした「地域別構想」、及び校区程度の地区単位で定める「地区別構想」で構成します。

ただし、地区別構想は、今後住民等が主体となって随時定めていくものであり、本マスタープランでは、全体構想及び地域別構想を下図の構成で整理するとともに、地区別構想策定の仕組みや考え方などについて示します。

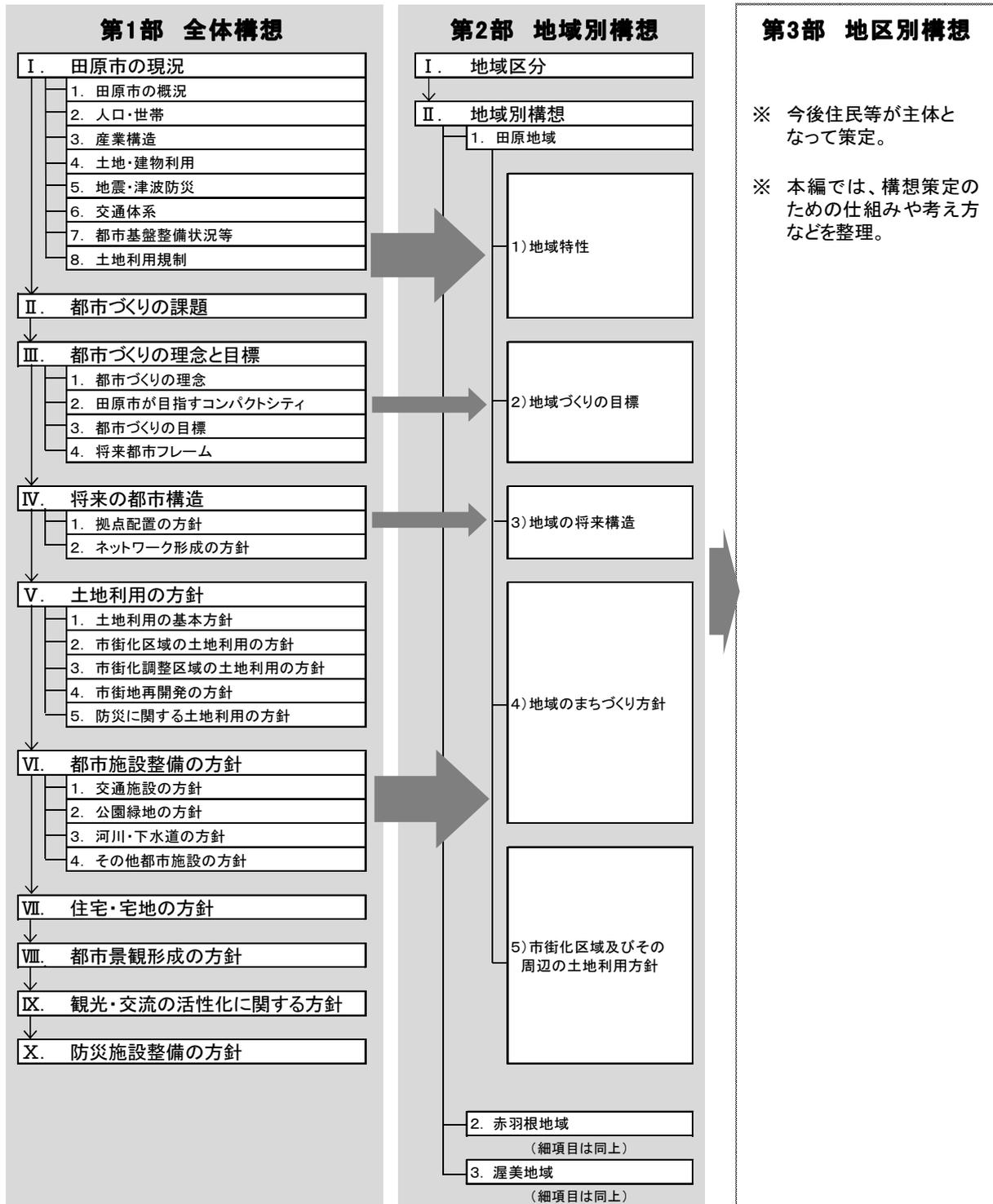


図2 計画の構成

7. 地域の呼称

本計画内では、旧3町の区域をそれぞれ田原地域、赤羽根地域、渥美地域と呼称します。

また、市街化区域をそれぞれ田原市街地、臨海市街地、赤羽根市街地、福江市街地と呼び、4つの市街地を総称する場合は、市街地と呼称します。

| 区 域 | 呼 称 |
|------------------------------------|--------------------------|
| 旧3町の区域 | 田原地域、赤羽根地域、渥美地域 |
| 市街化区域 | 田原市街地、臨海市街地、赤羽根市街地、福江市街地 |
| 4つの市街地の「総称」 | 市街地 |
| 中心市街地活性化法に基づいて定められた中心市街地活性化基本計画の区域 | 中心市街地（田原市街地内） |

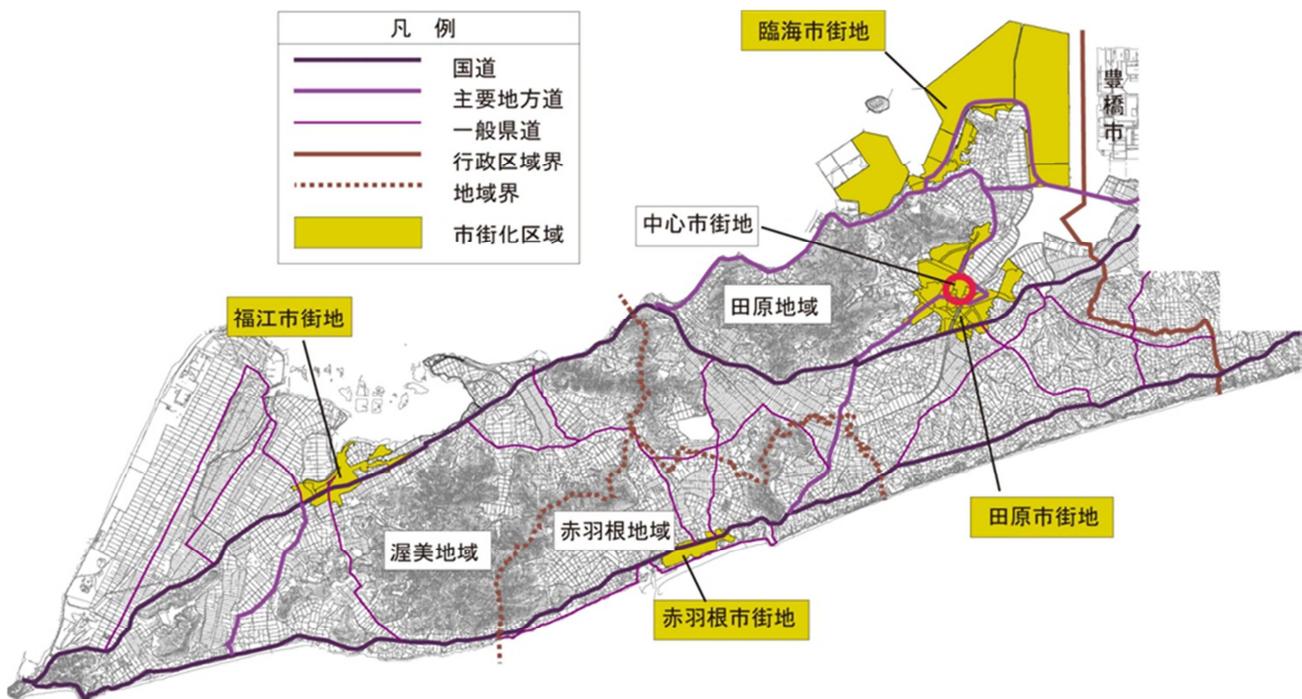


図3 地域の呼称

II 改定版 第1次田原市総合計画

田原市都市計画マスタープランの上位計画にあたる改定版第1次田原市総合計画（平成25年3月策定）では、まちづくりの理念を、「みんなが幸福を実現できるまち」とし、「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を将来都市像とし、土地利用の方針を以下のとおり掲げています。

○地域の個性の発揮

市内の市街地拠点、交流拠点等の特性を活かし、かつ、機能分担と連携を図ることで効率的なまちづくりを実現させます。

本市の特性を活かした土地利用の推進と、半島地形に起因する交通・連携の制約克服を目指します。

○広域ネットワークの構築

環伊勢湾地域において伊勢地域と西遠地域を結ぶ本市の機能・役割の強化、東三河地域、三遠南信地域全域に寄与する産業等の集積や連携を深める幹線道路の整備促進など、近隣地域の自立と連携を高める都市づくりを進めます。

○災害への備えと対応

南海トラフ地震やこれに伴う津波、集中豪雨などの大規模な災害の発生に備え、防災基盤の強化や、災害発生時のリダンダンシーの確保に配慮した災害に強いまちづくりを進めます。

○効率的で賑わいのある市街地の形成

産業の活性化や定住の促進、都市の効率性を高めるため、既存の都市基盤を活用しながら都市機能を集約しコンパクトシティの実現を目指します。

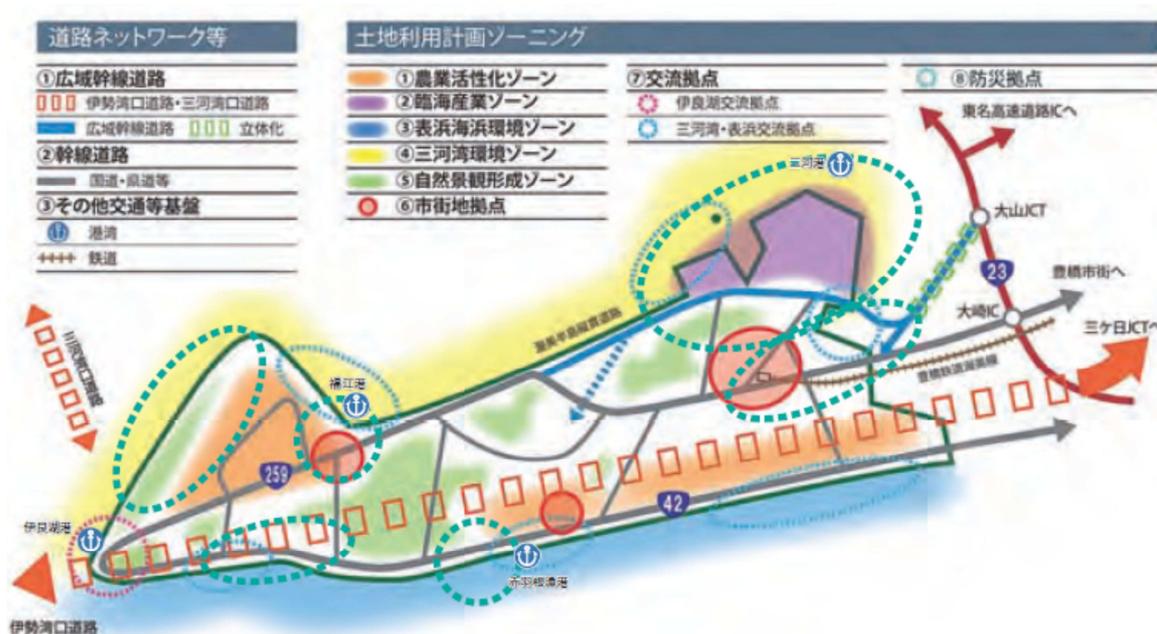


図4 土地利用概念図



東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

愛知県が定める「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、行政区域を超える広域的な見地から、都市計画の目標や主要な都市計画の方針を定めているものです。

本市は、「東三河都市計画区域」に含まれており、都市づくりの理念を「海・山・川と共生し、住み・働き・憩う機能が充実した人とモノが交流する都市づくり」と掲げられています。

○都市づくりの目標

①人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標

- ・まちなか居住の促進
- ・多様な世代の交流とふれあいが生まれる居住空間の形成
- ・質の高いゆとりある住宅地の形成
- ・地域の創意と工夫により、活力と魅力ある住宅地の形成
- ・公共交通が利用しやすい地区に、地域の特性をいかした新たな住宅地の形成

②都市機能の立地・誘導に向けた目標

- ・公共交通の利用者や地域の住民が利用できる都市機能の集積
- ・地域の活力を生み出すことができる都市構造の構築
- ・三河港の港湾機能の強化、潤いと魅力ある空間の形成
- ・豊富な地域資源をいかした観光と連携し、地域ならではの魅力を感じる拠点づくり

③広域交通体系及び公共交通網構築に向けた目標

- ・物流・工業機能の集積及び広域交通体系やこれらを補完する幹線道路網の構築
- ・「東三河1時間交通圏」の確立を支援する幹線道路網の構築
- ・交通結節機能の強化により公共交通利用の促進及び公共交通網の維持・強化

④産業動向等を踏まえた工業系市街地の形成に向けた目標

- ・三河港の臨海部においてさらなる物流・工業機能の集積

⑤環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標

- ・河川、市街地の公園、緑地、農地などを活用した自然的環境インフラネットワークの形成
- ・交通結節機能の強化による乗り換え利便性の向上や都市機能の集積によるバス路線網の維持・強化
- ・適切な維持管理による都市基盤施設の長寿命化
- ・河川や海岸の改修の推移や雨水流出抑制の促進
- ・渥美半島に広がる水と緑の空間が一体となった緑豊かで快適な都市の構築
- ・水害や土砂災害等災害に強い都市の構築

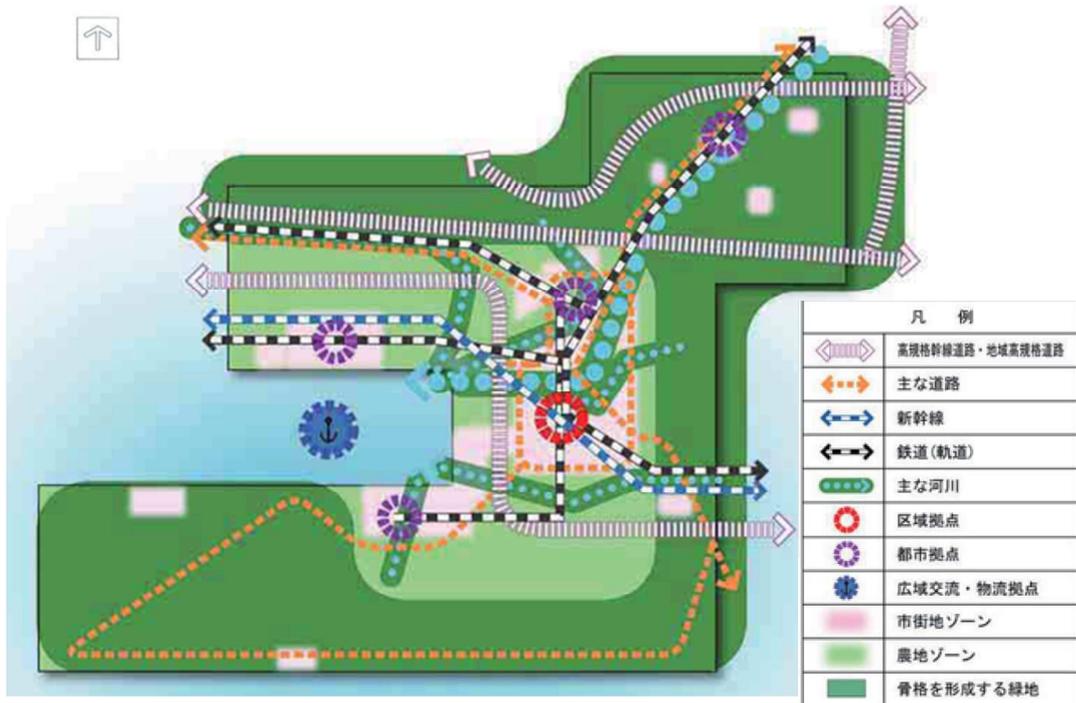


図5 将来都市構造のイメージ図

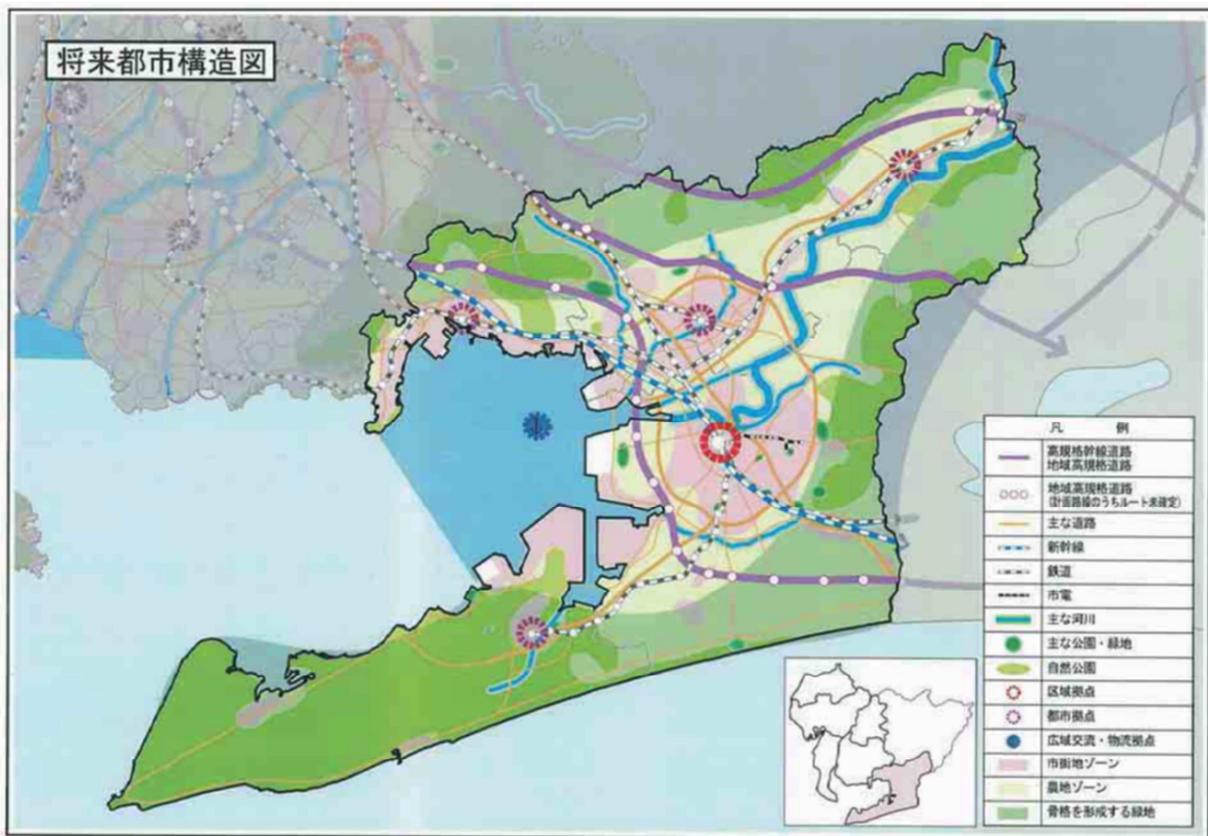


図6 将来都市構造図